

日本語ワープロに関する東芝職務発明事件

東芝と和解

--和解勧告内容に大満足。文化功労者の功績に疑問符--

2012.5.2 (水)

東芝職務発明訴訟 原告 天野真家

原告天野真家が(株)東芝を被告として平成19年12月以来、東京地方裁判所で争ってきた日本語ワードプロセッサの発明に関する職務発明訴訟は、本年4月25日、知的財産高等裁判所の勧告により和解に至りました。

本訴訟は特許が連名であったために2点で争われていました。一点は、日本語ワードプロセッサの基本技術¹を発明したのは誰かという点、二点は、職務発明の相当な対価の額でした。この点、第一審は、当時、原告の元上司であった森健一氏の貢献はゼロであると完全に排除しましたが、元東芝従業員であった河田勉氏と武田公人氏の貢献をほんの一部とは言え認めた点で完全に満足の行く判決ではありませんでした。また、補償金の額も643万円程度と低い評価にすぎませんでした。そこで、この2点の是正を求めて、私は平成23年4月21日、知財高裁に控訴しました。

知財高裁の和解勧告内容は、控訴した私を完全に満足させるものであったため、私は即座に勧告を受諾する旨、知財高裁に伝えました。被告(株)東芝もしばらくしてこの勧告を受諾しました。被告の受諾への真摯な努力には心より敬意を表します。知財高裁の勧告の内容を具体的に示すことはできませんが、私は心情的には200%の満足を感じております。

この訴訟は和解で終了したため、裁判所の最終判断を経ているとは言え、森健一氏は第一審での証拠評価によって、日本語ワードプロセッサの基本技術の発明・開発には何ら関与していないことが明らかになったと考えております。ところが、森氏は日本語ワードプロセッサの発明を主たる功績として平成18年度の文化功労者として文部科学省から顕彰されています。別添の東京理科大学の森氏のホームページによれば、「日本語ワードプロセッサの研究開発」とあり、森氏が顕彰事由を何の貢献もない日本語ワードプロセッサの研究開発であると認識していることは明らかです。

そこで、私は文部科学省に対し、森健一氏を文化功労者として顕彰した事由、選定根拠等につき平成23年4月19日、平成24年3月27日の2度にわたって内容証明郵便にて質問していますが、未だに何の回答もありません。森氏の日本語ワードプロセッサの基本技術に関する貢献は皆無であるとの裁判所における証拠評価は裁判所での最終判断を得ていませんが、それとは別個独立に、文部科学省によって再評価されるべきものです。文部科学省の見解をここに要求します。

¹特許1280689号(「同音語選択装置」本件特許1)、特許1356578号(「カナ漢字変換装置」本件特許2)。

1. 東京地裁への訴状の趣旨・概要

平成19年12月7日付けの「訴状」の内容は、日本語ワードプロセッサの2大・中核特許である「同音語選択装置（本件発明1）」と「カナ漢字変換装置（本件発明2）」の原告の発明に対し2億6136万5500円を支払えというものでした。本件発明1、本件発明2ともに、4名の連名であったことから発明者が誰であるかが問題になりました。

2. 東京地裁判決要旨

- (1) 「このように、森については、本件発明1の技術的思想の着想やその具体化に創作的に関与したとの具体的な事実を証拠上認めることができない以上、**森が、乙15の報告書の報告者の一人とされていること、本件特許1の特許公報に発明者の一人として記載されていることなどの事情を考慮したとしても、本件発明1の発明者と認めることはできない。**」
-- 第一審判決100ページ20行～25行
- (2) 「以上によれば、**本件発明1は、原告の単独発明ではなく、原告、河田及び武田による共同発明であると認められる。**」
-- 第一審判決101ページ14行～15行
- (3) 「結局のところ、**本件発明2は、原告の単独発明であるというほかない。**」
-- 第一審判決109ページ1行～2行

3. 知財高裁への控訴理由

第一審判決が本件発明1に関し、河田氏、武田氏の共同発明性を認定するという誤りを犯したことが最大の控訴理由です。

- (1) 「以上のとおり、原判決が河田氏を共同発明者であると認定したことは、明らかな誤りである。」 -- 原告控訴理由書14ページ 5行～6行

4. 和解に応じた理由

知財高裁において出された和解勧告の内容は、私の意が達せられたと理解できるものであったので、和解案を受諾しました。「200%満足」のような厳密性を欠く表現は科学者としては使えないのですが、心情的にはそのようであったからです。原告、被告双方が満足の無い和解などはありませんから当然のことではあります。

5. 森健一氏の文化功労者資格の再評価の文部科学省への要請

第一審において、日本語ワードプロセッサの基本技術の発明には何の関与も無いと断言された当時の原告の上司である森健一氏を文化功労者として顕彰した事由、選定根拠等を平成23年4月19日、平成24年3月27日、文部科学省に内容証明郵便にて質問していますが、未だに何の回答もありません。文部科学省は、国民に正当な過程を経て選定したことを積極的に証明する義務があります。そうでなければ、これは国家が真実でないことを知っても改めないという不正を継続するという問題となります。

以上